

新規制基準未適合炉に係る緊急時対策支援システム  
伝送項目追加対応の再延期について

1. 経緯

令和元年9月25日に発出された「緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼）」（原規総発第1909255号）に基づき、新規制基準に適合していない実用発電用原子炉施設については、令和3年度末を目途に使用済燃料貯蔵槽に関するデータを緊急時対策支援システム（以下、「ERSS」という。）への伝送項目として追加することが求められております。

当社においても本件に係る対応を進めていたところですが、女川原子力発電所3号機において、ERSSに伝送するデータを蓄積しているプロセス計算機の更新工事が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う部品の納入遅れにより、竣工時期が遅れる見通しであったことから、使用済燃料貯蔵槽に関するデータについて、令和4年7月末頃に伝送開始することとしておりました。（令和3年12月20日ご連絡済み）

この度、新型コロナウイルス感染症の影響により、前回ご連絡した際の部品（制御盤間のケーブル）に加え、別の部品（サーバ盤間のケーブルおよび制御盤内のサーバ間のケーブル）の調達についても当初の想定より長期化したことに伴い、プロセス計算機更新工事の全体スケジュールが後ろ倒しとなったことから、伝送開始時期を再延期させていただきたく、ご連絡いたします。（詳細については別紙参照）

なお、当該部品を含め必要な部品については全て調達済みであり、同理由による更なる延期はないと考えております。

2. 今後の対応について

(1) ERS S伝送開始時期

現時点で女川原子力発電所3号機に係るERS Sへの伝送項目追加は、以下のとおり伝送開始する予定となっております。

[当初予定]	令和4年3月末
[昨年11月時点の見通し]	令和4年7月末頃予定（4ヶ月遅れ）
[現時点の見通し]	<u>令和4年10月末頃予定（7ヶ月遅れ）</u>

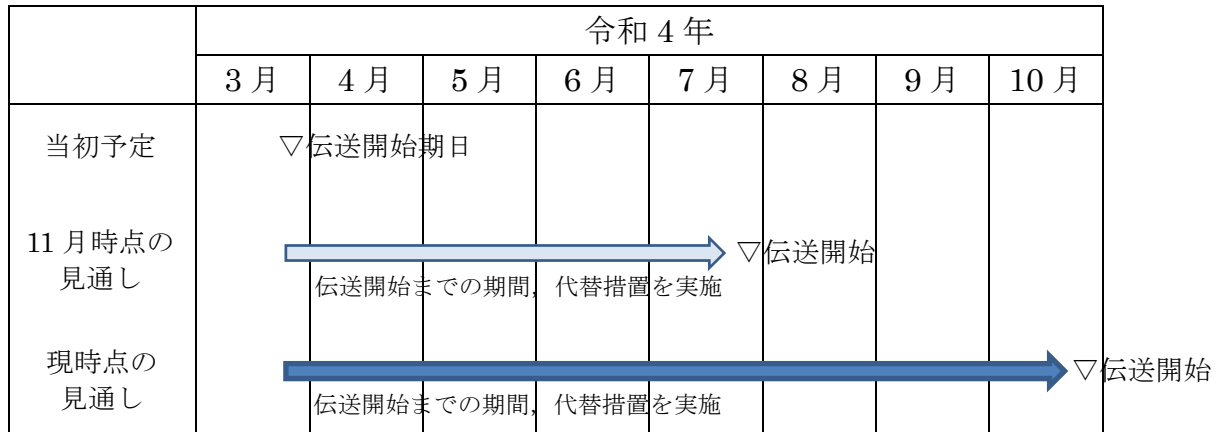
(2) 伝送開始までの対応

今回ERS Sへの伝送項目に追加する燃料交換エリア放射線モニタ（L，H）については、以前から設置されている計器であることから、伝送開始予定であった令和4年3月末から伝送を開始するまでの期間、予め定められている伝送停止時の代替措置に基づき、原子力規制庁殿にメールによりデータの報告を行うこととしており、伝送開始時期の再延期後につきましても、継続して代替措置を実施いたします。

(3) 原子力事業者防災業務計画に係る対応

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画において、使用済燃料貯蔵槽に関する伝送項目の追加対応は、伝送データ項目の追加工事完了後、伝送を開始する旨記載しており、改めての修正は不要と考えております。なお、伝送開始した際には、当該記載を削除させていただきます。

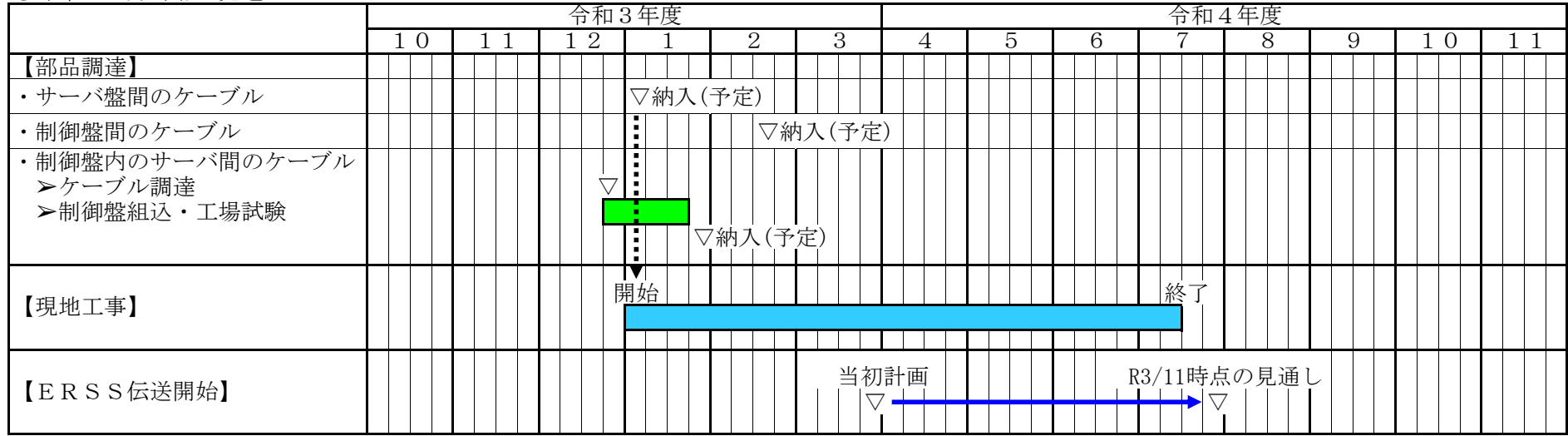
図 女川3号機に係るERSS伝送項目追加対応スケジュール



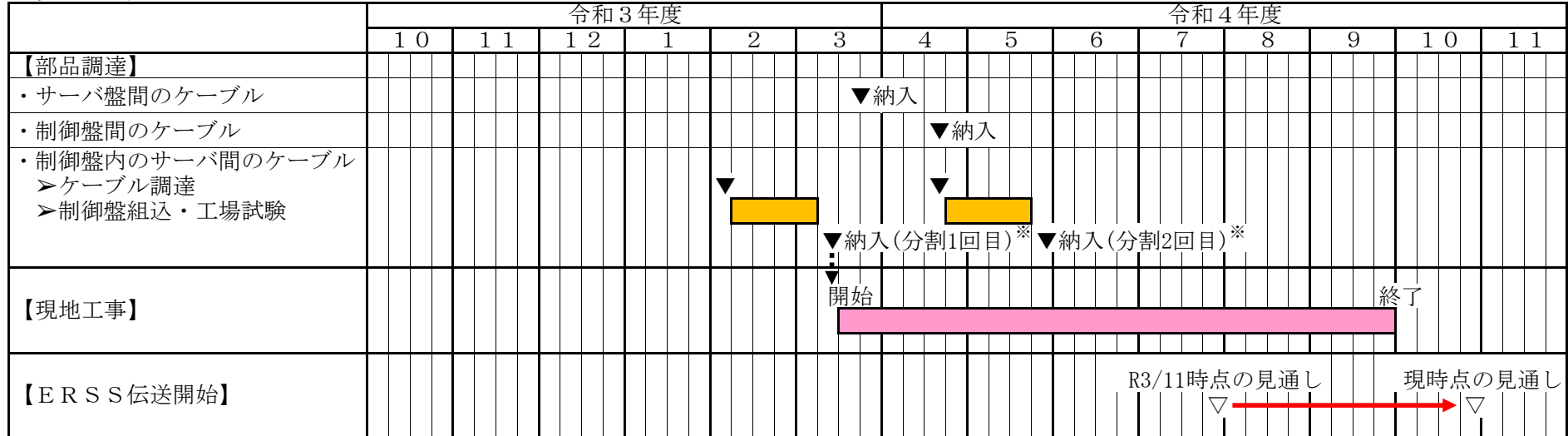
以上

女川3号機ERSS伝送項目追加対応再延期に係る詳細工程

○昨年11月時点の見通し



●現時点の見通し



※工程短縮を図るため、分割納入とした。